

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

令和6年度（2024年度）第18回（定例会）

署名人 二木志保

教育長 宮里寿子

開催日時 令和7年（2025年）1月20日（月）

開会 午後1時30分

閉会 午後2時00分

開催場所 那覇市役所11階 1101会議室

出席者

〔教育長・教育委員〕

宮里寿子教育長、安里恒男委員、仲本千佳子委員、二木志保委員

〔事務局職員〕

【生涯学習部】稲福喜久二部長、安次嶺博志副部長

（総務課）平良美夏課長、幸地英子副参事、大城孝史副参事、比嘉亮晴主幹、銘苺ゆかり主幹

【学校教育部】比嘉真一郎部長、平良進副部長

（学校教育課）濱川太課長、上原彩子副参事、我如古忍指導主事

（学校給食課）島袋久美子課長、座波園美主幹、前城一太郎主査

議事日程 ※全日程、非公開案件 ただし、日程1・3は議会の議決後、日程2は委員の委嘱後に公開

- 1 議案第38号 那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について
【学校給食課】
- 2 議案第39号 那覇市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について
【学校教育課】
- 3 議案第40号 那覇市職員定数条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について
【総務課】
- 4 報 告1 職員人事（退職）に関する教育長の専決について
【総務課】

会議録作成（総務課）

宮里教育長 ハイタイ それでは令和6年度第18回教育委員会会議（定例会）を始めたいと思いますが、まず、会議を始める前に、本日は山城委員から欠席の連絡がございました。ですが、定足数は満たしておりますので、会議を進めて参りたいと思います。

では、令和6年度第18回教育委員会会議（定例会）を開催いたします。本日は、議案が3件、報告1件となります。会議録署名は二木委員にお願いいたします。

では、ここで、非公開について諮りたいと思います。議案第38号及び議案第40号は、議会へ提案前の内容が含まれるため、議案第39号は、個人に関する情報が含まれるため、報告1は、人事に関する案件であるため、全て非公開にすることが適当であると思われれます。ただし、議案第38号及び議案第40号は議会の議決後に、議案第39号会議録は委員の委嘱後に公開したいと思います。議案第38号、第39号、第40号及び報告1を非公開としてよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

宮里教育長 ありがとうございます。異議なしということで、それでは非公開といたします。関係者以外の退席をお願いいたします。

～ 非公開（議会議決後公開） ～

宮里教育長 それでは議案第38号「那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」を、議題といたします。比嘉学校教育部長、よろしくをお願いいたします。

比嘉部長 よろしくをお願いいたします。議案第38号、「那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」です。提案理由としましては、那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定のため、市議会に提案する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出るので、那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第5号に基づき、この案を提出いたします。詳細につきましては、学校給食課よりご説明いたします。

宮里教育長 島袋学校給食課長、よろしくお願ひします。

島袋課長 よろしくをお願いいたします。1ページをご覧くださいませでしょうか。市長へ提出する意見書でございます。読ませていただきます。「那覇市長 知念覚様、那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定に関する意見について、みだしのことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定に関することに異議のない旨意見を申し出ます。那覇市教育委員会教育長 宮里寿子。」次のページ、2ページをご覧くださいませでしょうか。那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例でございます。那覇市学校給食センター設置条例の一部を次のように改正いたします。第2条の表中、開南学校給食センターの下に欄を設け、名称、与儀学校給食

センター、位置、那覇市与儀1丁目1番1号を加える改正でございます。次のページ、3ページをご覧くださいませでしょうか。2月定例会へ上程する議案でございます。読ませさせていただきます。「那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定について、那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。提案理由、那覇市学校給食センターの施設として与儀学校給食センターを設置するため、この案を提出する。那覇市長 知念覚。」次のページをご覧くださいませでしょうか。2月定例会への提案理由を読ませさせていただきます。「那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し上げます。本案は、那覇市学校給食センターの施設として、与儀学校給食センターを設置するためのものであります。なお、施行期日は、別途教育委員会規則で定めることとしております。宜しくご審議下さいますよう、お願い申し上げます。」次のページ、5ページをご覧くださいませでしょうか。現行の条例でございます。第2条の表中、開南学校給食センターの下に与儀学校給食センターが加わるということになります。

与儀学校給食センターの概要をご説明申し上げます。与儀小学校にありました単独調理場を、屋内運動場等改築事業にあわせまして、小規模学校給食センター、共同調理場として整備するもので、与儀小学校の敷地内に現在建設中でございます。令和7年度の冬季休業明け、令和8年1月より、現在、真和志給食センターから提供しております与儀小学校、大道小学校、壺屋小学校、真和志中学校の4校へ学校給食1,100食ほどの提供を計画しております。説明は以上でございます。

宮里教育長 はい、ありがとうございました。ただ今の議案について、ご意見ご質問がありましたら、よろしくお願ひいたします。安里委員、お願ひします。

安里委員 今回の提案に特に異議はないですけれども、これで良いですよと2月定例会で決議された後、与儀学校給食センターが追加されましたよ、というのを、どのような感じで一般市民に知らせて行くのかなど。例えば、ホームページとか、那覇市の広報ということになるのでしょうか。

宮里教育長 よろしくお願ひします。

島袋課長 条例が制定されましたら、那覇市公報、公の公報として、周知をいたします。

安里委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

宮里教育長 ほかにもありますでしょうか。よろしいですか。それでは議案第38号「那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」は、議案のとおり、可決してよろしいですか。

委員全員 異議なし。

宮里教育長 異議なしということで、議案第38号「那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」は、決議いたしました。学校給食課、ありがとうございました。

～ 非公開（議会議決後公開） ～

～ 非公開（委員委嘱後公開） ～

宮里教育長 続きまして議案第39号「那覇市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について」を議題といたします。比嘉学校教育部長、よろしく申し上げます。

比嘉部長 議案第39号「那覇市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について」でございます。提案理由は、那覇市いじめ問題専門委員会規則第3条及び第4条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するため、那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第11号に基づき、この案を提出いたします。今回委嘱する委員につきましては、学校教育課よりご説明いたします。

宮里教育長 濱川学校教育課長、よろしく申し上げます。

濱川課長 専門委員の任期が1月29日で満了になるため、委員委嘱の提案をいたします。資料2ページをご覧ください。那覇市いじめ問題専門委員会規則第3条に「専門委員会は、委員5人以内で組織する。2委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。（1）学識経験者、（2）医師、（3）弁護士、（4）その他教育委員会が必要と認める者」とあります。資料1ページをご覧ください。寺田明弘氏は弁護士枠で3期目、渡邊浩樹氏は医師枠で6期目、重信知雅子氏は学識経験者枠で3期目、瑞慶山力氏はその他教育委員会が必要と認める者の枠で新規で1期目になります。資料2ページをご覧ください。規則第4条には、「委員の任期は2年とする」とあり、2ページには、「委員は再任されることができる」とあります。委員名簿にある3名の委員について再任とし、1名を新規として委嘱したいと考えております。提案内容説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。

宮里教育長 はい、ありがとうございます。この件について、ご質問ご意見がありましたら、よろしく申し上げます。安里委員、お願いいたします。

安里委員 瑞慶山力さんは1期目と仰うことですが、前任の羽地元樹さんは、ご本人の希望で任期満了を承諾するというので、承諾を得て、新しい方ということですかね。

濱川課長 そうですね。ご本人から今限りで、との申し出がありましたので、理事の推薦を受けてということで、瑞慶山様を推薦しています。

安里委員 はい、ありがとうございます。この那覇市いじめ問題専門委員会の主な役割というのは、どのような感じなのかなと思うんですけど、例えば、先だって、話題になりました、いじめ重大事態調査結果公表に関するガイドライン、そういったものは妥当なのか、というのを検討する場ということですか。

濱川課長 定例会で行っている内容としましては、那覇市のいじめの件数はどれくらいあるのか報告して、この現状に対してご意見をいただく、あるいは新しく那覇市がやろうとしている取り組みについてどのように考えているか、あるいは、それについて指摘していただいたり、そういう役割を担っております。いじめ重大事態が起きた時には、

それについて我々が諮問をして、答申を受けるということで、対応していただきます。

安里委員 寺田明弘さんの備考欄には、いじめ問題調査部会Bということがありましたけれども、それとは別途の組織だということになりますね。

濱川課長 そうですね。いじめ問題専門委員会は、この4人でしていただいて、もし、重大事態がおきた場合には、調査委員会が立ち上がって、その時にこの委員の方々が、その調査をするということになります。

安里委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

宮里教育長 羽地さんは元警察の方ですね。そして瑞慶山さんが新たに委嘱されるということですね。ほかにもございますか。大丈夫ですか。いじめ重大事態調査結果公表に関するガイドラインを受けて概要を作成する時に、諮問したのは、この委員会を通したということですね。はい、分かりました。ほかにもありますか。大丈夫ですか。それでは議案第39号「那覇市いじめ問題専門委員会の委嘱について」は、原案のとおり、決定してよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

宮里教育長 はい。異議なしということなので、議案第39号「那覇市いじめ問題専門委員会の委嘱について」は、可決いたしました。学校教育課、ありがとうございました。

～ 非公開（委員委嘱後公開） ～

～ 非公開（議会議決後公開） ～

宮里教育長 続きまして、議案第40号「那覇市職員定数条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」を、議題といたします。稲福生涯学習部長、よろしくお願いいたします。

稲福部長 議案第40号、提案理由ですが、那覇市職員定数条例の一部を改正する条例制定のため、市議会に提出予定の条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出るので、この案を提出いたします。意見書の内容と改正内容については、総務課からご説明させていただきたいと思っております。

宮里教育長 平良総務課長、よろしくお願いいたします。

平良課長 今回の改正につきましては、主に、これまで事務局と教育機関に分かれておりました定数を合わせて管理するということになっております。資料等につきましては、担当よりご説明いたします。

比嘉主幹 では、資料についてご説明いたします。1ページは市長へ申し出る「那覇市職員定数条例の一部を改正する条例制定に関する意見について」でございます。2ページは「那覇市職員定数条例の一部を改正する条例」の新旧対照表、3ページ以降につきましては、2月定例会に付議するかがみ文等の資料でございます。

条例の改正理由についてご説明いたします。先ほどご説明がありました部分と重複する部分があるかと思いますが、ご了承ください。教員の負担軽減及び学校教育の情

報化等、教育環境への変化に対応し、教育行政の充実を図ることを目的に、教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員の定数を一つにまとめる改正でございます。具体的には、本条例の一部を改正しまして、教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員の定数を合計し、404人とするものでございます。2ページをご覧ください。新旧対照表でございます。先程ご説明しました改正案でございます。第2条第5号「教育委員会の事務局の職員145人」を「教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員404人」に改正しまして、第6号を削除しております。足早ではございますが、説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

宮里教育長 はい、何かありますでしょうか。安里委員、お願いします。

安里委員 説明、ありがとうございます。定数と定員の違いということで、教えてほしい所があるんですけど、改正前は教育委員会の事務局の職員145人、教育委員会の所管に属する教育機関の職員が259人と、これを合わせた形で改正後ということで404人ということ、これはよく分かるんですけども、教育委員会の事務局の職員というのは、具体的には、生涯学習部に所属する皆さんの119人なのか、それから教育委員会の所管に関する教育機関としての職員は、学校教育部にいらっしゃる189人のことなのか。昨年度、そういった提案がございましたけど、それで行くと、合計は308人だけれども、改正後では404人ということ、ということは、実質の数字よりも超えないよということのルールで、定数ということを示されているのか。この辺の所、ちょっと教えてもらえないかなと思います。

宮里教育長 はい、お願いします。

比嘉主幹 はい、まず、定数と定員でございますが、今、提案させていただいております那覇市職員定数条例という条例がございまして、条例で定められた人数、上限を定めているものでございます。この上限が定数でございます。定員につきましては、毎年度、この人数を上限以内で定めているものでございます。先程、委員がおっしゃってました308人というものが定員にあたります。また、事務局と教育機関についてでございますが、生涯学習部、学校教育部の人数ではなくて、教育機関を先に申し上げますと、公民館・図書館、学校給食センター、教育研究所、学校等が教育機関でございます。それら以外の我々総務課であるとか、学校教育課等の職員が事務局となっております。

安里委員 はい、これを一つに合わせて表示したという一番の理由は、効率的、効果的な組織体制をどう作るのかという所になって来るのかなと思うんですけど、分けないことで、異動とかも含めてよりスムーズに、スピーディーにやって行くということでしょうか。

比嘉主幹 委員のおっしゃるとおりでございます。

宮里教育長 あとは、事務局の定数ですよね。

比嘉主幹 はい、事務局の定数が145人に対しまして、先程、申し上げた定員が144人で、1人しかゆとりがないという事情もございました。そこで、安里委員がおっしゃるとおり、柔軟にスピーディーに定員を管理するために、今回、条例を改正しているものがございます。

安里委員 はい、分かりました。

宮里教育長 プールにすることで、事務局が、非常に柔軟に定員管理できる、ということです。ほかにもございますか。大丈夫ですか。よろしいでしょうか。あとは、ほかの地区でも、今はそういう感じという話をしていました。

稲福部長 規模で言うと、中核市の8割程度が一つの制度にしております。今まで二つに分かれていたのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、教育委員会は二つの組織が法で示されていて、以前は準則ということで、各自治体の条例も準ずる形でつくられており、それが踏襲されてきていたのかと考えています。今、中核市では、こういう状況に合わせて改正し、8割の自治体が一つの制度で管理する方式に変わってきております。私達は今回、DX関係とか学校の働き方改革のほうに事務局の力を集約していますので、その部分、まだ機関には人の数に少しゆとりがあるんです。その人の数を有効に使うために一つにして、ここを強化するという形で、今回は条例改正ですので、議会に出すものですから、タイミングを逸してしまうと、中々出来ないものですから、これを機の一つにして、今後は柔軟に対応していこうというものです。

仲本委員 今回、教育研究所のDX関連のグループが学校支援室に移るのは、定数が関係しているんですね。事務局に行かなくても良いということですね。

稲福部長 本庁舎に来ることで、市長部局のDX推進室との連携も取りやすくなります。また、効率化を図るため、事務局に持ってきたいという意向がありましたので、今回、条例改正するということになります。

宮里教育長 本当に、柔軟にという所なんだと思います。

稲福部長 補足ですが、事務局というのは、教育委員会をサポートする、具体的には総務課や生涯学習課等の部や課の行政機関、教育機関というのは、図書館、公民館、研究所等、条例や法令で設置することができるものとして定められ、おおむね分類されております。

宮里教育長 はい、ほかにも、大丈夫でしょうか。安里委員、お願いします。

安里委員 昨年度、提案があった管理計画だったかな。令和7年から令和11年かな。それは、300人台を維持して行くということで良いのかな。今回、308人だけど。

比嘉主幹 はい、おっしゃるとおり、300人程度とさせていただいておりましたが、一時的な増減は発生するものということで規定して、その旨を文言に記載させていただいております。

安里委員 はい、分かりました。

宮里教育長 よろしいですか。議案第40号「那覇市職員定数条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」は、原案のとおり決定してもよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

宮里教育長 はい、では、異議なしということで、議案第40号「那覇市職員定数条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」は、可決いたしました。はい、総務課、お疲れ様でした。ありがとうございました。

～ 非公開（議会議決後公開） ～

～ 非公開 ～

～ 非公開 ～

宮里教育長 はい、ありがとうございました。では、以上を持ちまして、令和6年度第18回教育委員会会議(定例会)を終了いたします。ありがとうございました。

案件の審議結果

議案第38号	那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について	原案どおり可決
議案第39号	那覇市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について	原案どおり可決
議案第40号	那覇市職員定数条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について	原案どおり可決